

2 1 川 監 公 第 4 号

平成 2 1 年 4 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿 川 隆
同	奥 宮 京 子
同	岩 崎 善 幸
同	宮 原 春 夫

監査の種別 定期監査

監査の対象 建設局（土木管理部、道路計画部、土木建設部、自転車対策室）

川崎区役所

幸区役所

中原区役所

高津区役所

宮前区役所

多摩区役所

麻生区役所

教育委員会事務局（職員部、総合教育センター）

監査の範囲 平成20年度執行の財務事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の期間 平成20年11月25日から

平成21年3月18日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 介護保険料の延滞金を徴収すべきもの

川崎市介護保険条例（平成12年条例第25号）第15条によると、介護保険料の納付義務者は、納期限までに介護保険料を納付しないときは延滞金を納付しなければならないとされている。

しかしながら、各区役所保健福祉センター高齢者支援課及び各地区健康福祉ステーションでは、介護保険料の納付の遅延に伴う延滞金の徴収を行っていなかった。

納期限内に介護保険料を納付した被保険者との公平性を確保する観点から、川崎市介護保険条例に基づき延滞金を徴収されたい。

(全区役所保健福祉センター高齢者支援課、川崎区役所大師・田島地区健康福祉ステーション)

なお、現行の福祉総合情報システムが介護保険料の延滞金に関する事務に対応していないことから、同システム更新の際には、延滞金に関する事務への対応を検討されたい。

2 国民健康保険料の減免を適正に行うべきもの

川崎市国民健康保険条例(昭和33年条例第15号)第39条第1項に定められている国民健康保険料の減免のうち、所得減少世帯に係る減免については、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱(以下「要綱」という。)により、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料について、所得減少の割合及び減免基準所得金額(減免申請時において把握した収入金額から推計する申請月以降1年間の所得。以下同じ。)に応じて要綱に定める減額割合に基づき算出した額を保険料所得割額から減額することとされている。

しかしながら、この減免に係る事務をみたところ、次のような事例が見受けられたので、減免の取扱いについては、規定に基づき適正に行われたい。

(1) 減免申請書の受理が適正でないもの

減免申請書用紙を渡した日をもって申請のあった日として減免していた事例、提出された減免申請書に受付印を押しておらず、申請のあった日が不明確となっていた事例及び申請日が記入されていない減免申請書を受理していた事例

(川崎・幸・中原区役所保健福祉センター保険年金課、川崎区役所大師・

田島地区健康福祉ステーション)

(2) 減免基準所得金額及び保険料所得割額の算出が適正でないもの

年金収入から算出する減免基準所得金額は、公的年金控除額に相当する額を控除した額とするとされているが、控除額を誤っていた事例及び減免対象期間の保険料所得割額を減額するとされているが、所得割額の算出を誤っていた事例

(川崎区役所保健福祉センター保険年金課、田島地区健康福祉ステーション)

(3) 減免割合の適用が適正でないもの

所得減少の割合及び減免基準所得金額に応じて要綱に定める減額割合により減額するとされているが、減額割合の適用を誤っていた事例及び減免基準所得金額が市県民税所得割額の非課税所得以下のときは、保険料所得割額全額を免除するとされているが、所得割額全額を免除していなかった事例

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション、幸・多摩区役所保健福祉センター保険年金課)

3 物品調達事務を適正に行うべきもの

各区役所における物品の調達事務についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、物品調達事務を適正に行われたい。

(1) 予算執行伺の起案前に物品を納品させていたもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされているが、予算執行伺の起案前に物品を納入

させていた事例。なお、この事例の中には平成19年度に物品を納入させ、20年度予算で執行していた事例が見受けられた。

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション、高津区役所総務課、企画課、区民サービス部市民税課、宮前区役所区民協働推進部地域振興課、区民サービス部市民税課、保健福祉センター保険年金課、多摩区役所区民サービス部区民課、麻生区役所保健福祉センター保険年金課)

(2) 予算執行伺の起案日をさかのぼり平成19年度予算で執行していたもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条によると、普通地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとされているが、平成20年4月1日以降、起案日をさかのぼり19年度予算執行として予算執行伺を作成し、物品を調達していた事例

(中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課、高津区役所総務課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保険年金課、宮前区役所総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課)

(3) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第4条及び川崎市役所等事務決裁規程(昭和47年訓令第4号)第3条によると、契約金額が2万円を超える物品の購入については、自所属で契約することはできず、財政局管財部契約課へ契約依頼しなければならないとされているが、同時期に同一品目の物品について一括発注とすべきところを、自所属契約となるよう分割して予算執行伺を起案していた事例

(宮前区役所企画課、区民協働推進部地域振興課、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

(4) 物品受入検査書の作成が遅延していたもの

川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）第30条によると、物品受入検査員は、物品受入検査を完了したときは、物品受入検査書を作成し物品管理者に送付しなければならないとされているが、物品受入検査の完了後、物品受入検査書の作成までに5か月から6か月を要していた事例

（宮前区役所区民協働推進部地域振興課）

4 概算払の精算を適正に行うべきもの

概算払とは、債権者が確定しているが債務金額が確定していない場合に、当該債権者に対し概算により一定の金額を交付して支払う方法である。概算払はその性質上、事後において必ず精算を伴い、精算の結果、確定額が概算払額を下回った場合、差額を返納させる必要がある。

多摩区役所区民協働推進部地域振興課では、平成19年度まちづくり推進事業及び第18回たまぐ森の祭り実施業務を、本市職員が会計業務を行っている多摩区まちづくり推進協議会及びたまぐ森の祭り実行委員会へ委託し、それぞれ概算払により委託料を支出している。各団体の年度末における委託事業の実施状況をみたところ、いずれの団体も当該年度の事業が実質的に終了した後で、残金で切手を購入し、概算払金額と確定金額が同額の委託業務完了届を本市に提出していた。

残金で購入した切手は、平成20年度に本市から受託した同じ事業で使用されていたものの、このような取扱いは事後の精算を伴う概算払の趣旨に反しているため、受託者から業務完了後に提出される委託業務完了届等を精査し、適正な精算を行われたい。

（多摩区役所区民協働推進部地域振興課）

5 業務委託に係る契約事務を適正に行うべきもの

高津区役所区民協働推進部地域振興課では、区民との協働に関する情報発信情報誌「キラリたかつニュース」の作成、配布等のまちづくり推進事業広報業務を、前期と後期の二期に分けて、1者随意契約により高津区まちづくり協議会に委託している。

後期広報業務委託については、同協議会から徴した見積書には情報誌の発送費が二重に積算されており、52,000円が過大となっていたが、内容を精査することなく、過大な金額のままで契約を締結していた。

契約に当たっては、業務内容の確認と見積書の内容を精査した上、契約金額を決定されたい。

また、同課の業務委託に係る契約事務についてみたところ、契約事務手続を行わないまま委託業務を行わせ、予算執行伺、契約書等の日付を実際の日付よりさかのぼって事務処理を行っている事例が散見された。

歳出予算を執行するときは、川崎市予算及び決算規則第23条により、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないと定められている。契約については、地方自治法第234条第5項において、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされていることから、関係法令等に則り契約事務手続を適正に行われたい。

(高津区役所区民協働推進部地域振興課)

6 自転車等駐車場整理手数料の返還を適正に行うべきもの

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第4号。以下「条例」という。）第16条第1項により、規則で定める自転車等駐車場を利用する者は、整理手数料を納付しなければならないとされている。また、

条例第16条第4項及び川崎市自転車等駐車場管理運営要綱第11条により、定期利用の承認を受けた者に対して利用の取消しをした場合は、既納の整理手数料を返還するとしている。建設局自転車対策室では、自転車等駐車場の管理運営、整理手数料の収納事務等に関する業務を自転車対策事業業務委託契約により委託しており、整理手数料の返還業務についても当該委託の受託者（以下「受託者」という。）に行わせている。

整理手数料の返還業務についてみたところ、当該業務が委託業務であることを契約書に明確に定めていないほか、受託者の履行状況の確認を行っておらず、受託者が返還した件数、金額、理由等について把握していなかった。また、整理手数料の返還資金については市が負担すべきであるが、市は受託者に対して返還資金を交付しておらず、実質的に受託者の負担により返還が行われている状況となっていた。

整理手数料の返還業務が適正に行われるよう改善を図られたい。

（建設局自転車対策室）

7 自転車等駐車場利用券の管理を適正に行うべきもの

川崎市物品会計規則（以下「規則」という。）第54条及び川崎市物品会計規則施行細則の9及び10の規定によれば、印紙、切手及びその他証紙類並びに図書カード等のプリペイドカード及び商品券類（以下「金券等」という。）については、出納手続及び消耗品出納簿への登載を省略することはできないとされている。

しかしながら、建設局自転車対策室（以下「自転車対策室」という。）では、自転車等駐車場一時利用券及び回数利用券（以下「利用券」という。）について、平成18年度以降、消耗品出納簿への登載がされていなかった。

利用券は金券等に該当するため、規則に基づき適正に出納管理を行われたい。なお、定期利用券についても、事故防止の観点から出納管理を行われた

い。

また、利用券及び定期利用券は自転車対策室で調達し、自転車対策事業業務委託の受託者（以下「受託者」という。）に払い出されているが、受託者に対して在庫管理の徹底を求めておらず、受託者の在庫状況を把握しないまま払出しを行っていた。

利用券は券面総額が相当額に上ること、紛失、盗難等の危険性もあることから在庫管理の徹底が求められるとともに、受託者の在庫状況に応じた払出処理が求められる。今後は、受託者に対して利用券の在庫管理を徹底させ、その状況を確認した上で払出しを行うとともに、必要に応じて現物確認を行うなど、定期利用券も含め在庫管理が適正に行われるよう改善を図りたい。

（建設局自転車対策室）

8 道路占用未申請物件の是正に取り組むべきもの

建設局土木管理部路政課（以下「路政課」という。）では、道路占用許可を受けずに道路の上空に掲出されている「袖看板」、「壁面看板」及び「日よけ」（以下「道路占用未申請物件」という。）の実態を調査し、未申請者に対して申請促進等を行うことにより道路の適正管理を図ることを目的として、道路占用未申請物件調査委託を実施している。路政課では、当該委託の調査結果を各区役所建設センターに送付し、未申請物件の是正に取り組むよう指導を行っている。当該委託は、調査地区を選定し、おおむね8年で市内全区を一巡するように実施されている。

各区役所建設センターにおける未申請物件の是正に向けた取組状況をみると、委託実施直後においては、催告状送付、個別訪問等による催告を行っているものの、未申請物件の是正に向けた業務手順は明確に定められておらず、平成19年度及び20年度の取組状況を調査したところ、一部の建設センターを除き、催告を実施していなかった。このため、当該委託により把

握した道路占用未申請物件の是正は進んでおらず、委託の成果が十分生かされていない状況となっていた。

適正な道路利用を確保するとともに、公平性及び収入確保の観点からも、本庁と区役所が一体となり、道路占用未申請物件の是正に向けて積極的に取り組まれない。

(建設局土木管理部路政課、全区役所建設センター管理課)

9 継続占用許可に係る未申請者への対応を強化すべきもの

道路占用期間の満了に伴う更新手続については、期間満了の約2か月前に占有者あてに継続占用許可のお知らせを送付し、同封の申請書により継続申請を求めることとなっている。平成19年度末で道路占用期間が満了した分に係る更新手続の状況を確認したところ、20年12月末現在で継続申請の未提出のものが624件あった。(川崎区406件、幸区56件、中原区102件、高津区16件、宮前区26件、多摩区18件、麻生区0件)

未申請者に対する対応状況をみたところ、川崎区役所建設センターにおいては、申請を促す催告を実施していなかった。

適正な道路利用を確保するとともに、公平性及び収入確保の観点からも、定期的に催告状を送付するなど、未申請者に対する対応強化に取り組まれない。

(川崎区役所建設センター管理課)

10 不用物品の処理を適正に行うべきもの

川崎市物品会計規則第46条第1項により、将来他の物品管理者設置箇所で使用することができると認めるものは、会計室に保管換えをすることができるとされている。また、同規則第49条第1項により、廃棄の決定を行った不用品は、適宜取りまとめ、廃棄をしなければならないとされている。

しかしながら、川崎区役所大師分室の倉庫には、平成15年4月に大師健康ブランチ業務が保健福祉センターに集約されたことに伴い不用となった多くの備品が、廃棄予定のまま、山積み放置されていた。使用できる備品は有効活用し、使用できないものは、あらかじめ廃棄に係る費用を確保するなど、不用物品の処理を適正に行われたい。

(川崎区役所大師支所区民センター)

なお、今後も組織の再編整備に伴う事業所の統廃合等により、不用物品が全庁的に発生することが予測されることから、適正な備品管理事務を行うよう望むものである。

11 軽自動車の有効活用策を検討すべきもの

中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課が使用している軽自動車(平成11年度取得)の運転日報を確認したところ、平成20年度の使用実績は、21年1月末現在で、稼働日数は4日に、走行距離は95キロメートルにとどまっていた。

理由を確認したところ、自動車を運転することができる職員が少ないため、軽自動車を使用することがあまりないとのことであった。

軽自動車の維持には、自動車重量税、点検費用等の経費を要することから、地域保健福祉課での活用が困難な場合には、中原区役所全体での活用を図る等、軽自動車の有効活用策を検討されたい。

(中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

12 各種団体の会計事務を適正に行うべきもの

本市職員が各種団体の所有に属する現金の会計業務に従事する場合には、総務局が定めた基準である「各種団体の会計業務に関する運用(以下「運用基準」という。)」に沿って行う必要がある。

各区役所で、本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務について、抽出した69団体の会計業務をみたところ、次のような事例が見受けられたので、運用基準に沿って行うよう改められたい。

- (1) 運用基準第5条で作成しなければならないとされている現金の出納簿が作成されていなかったもの（4団体）

（川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課、幸区役所区民サービス部市民税課、多摩区役所総務課、区民協働推進部地域振興課）

- (2) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている区長による検査が行われていなかったもの（8団体）

（川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課、多摩区役所総務課、区民協働推進部地域振興課）

13 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものが見受けられたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

- (1) 道路占用料の算出方法の統一及び周知徹底を図るべきもの

占用面積の算出に当たり、端数切上げ処理の方法が統一されていなかった事例

（建設局土木管理部路政課、川崎・高津区役所建設センター管理課）

- (2) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

特殊車両通行許可手数料、国民健康保険料及び保護費返還金の収納金受払事務において、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）に

定める日までに指定金融機関等に払込みを行っていなかった事例

(建設局土木管理部路政課、川崎区役所田島地区健康福祉ステーション、高津区役所保健福祉センター保護課)

(3) 正確な納期限を表示した納付書を作成すべきもの

給付金を未納保険料に充当する際に使用している納付書に正確な納期限を表示していなかった事例

(川崎区役所大師・田島地区健康福祉ステーション、幸・中原区役所保健福祉センター保険年金課)

(4) 住民票の写し等証明書交付の際に必要な証明手数料を適正に徴収すべきもの

郵送による住民票の写し等証明書交付請求に係る証明手数料が必要額に不足する場合に、申請者からの依頼により職員が手数料を立て替え、証明書を交付していた事例

(中原区役所区民サービス部区民課)

(5) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

繰越しの調定を行う際の調査が不十分であったため、平成11年度に調定をした保健所使用料の発生経過が不明となり、不納欠損処分をしないまま繰り越していた事例

(中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

(6) 予算執行伺を作成すべきもの

予算執行伺の作成を省略することができない定額小為替手数料の支出に際して、予算執行伺の作成を省略していた事例

(幸・中原・高津・多摩・麻生区役所区民サービス部納税課)

(7) 臨時的任用職員の賃金支給事務を適正に行うべきもの

勤務時間数の集計を誤り、賃金が支払不足となっていた事例

(高津区役所区民サービス部納税課)

(8) 廃棄物処理業務委託の支払いを適正に行うべきもの

一般廃棄物収集運搬業務委託及び産業廃棄物運搬・処分業務委託契約書では実際の排出量に基づいて支払うとされているが、当初見積もった定量により計算して支払っていた事例

(教育委員会事務局総合教育センター総務室)

(9) 契約書等の作成を適正に行うべきもの

ア 契約書に、添付するとされている支払金額内訳書が添付されていなかった事例

(高津区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、こども支援室)

イ 長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項等が記載されていなかった事例

(川崎区役所区民協働推進部地域振興課、麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

ウ 概算払としている請書に、精算に関する事項が記載されていなかった事例及び完了後に支払うと明記されていた事例

(高津区役所区民協働推進部地域振興課)

エ 分割払している契約について、請書に分割払に関する事項が記載されていなかった事例

(麻生区役所総務課)

(10) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

ア 平成15年度定期監査で無許可使用を指摘した公道上に設置された信号機が、いまだに庁舎敷地内に無許可で張り出していた事例

(川崎区役所大師支所区民センター)

イ 行政財産の目的外使用許可の手続を経ずに、庁舎敷地内に自治会所有の倉庫が設置されていた事例

(高津区役所区民サービス部橘出張所)

(11) 備品の管理を適正に行うべきもの

ア 備品使用票に使用者所属等が登録されていないことにより、備品の使用状況を的確に把握できなかった事例

(川崎区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、同保護課、大師地区健康福祉ステーション、宮前区役所区民サービス部区民課)

イ 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に登載されていた事例

(川崎区役所総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター保健福祉サービス課、大師支所区民センター、田島地区健康福祉ステーション、高津区役所保健福祉センター衛生課、宮前区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課、麻生区役所総務課)

ウ 備品票がちょう付されていなかった事例

(川崎区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター保健福祉サービス課、大師地区健康福祉ステーション、中原区役所区民サービス部区民課)

エ 所在不明となっていた事例

(川崎区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター保護課、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所保健福祉センター衛生課、中原区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、高津区役所総務課、区民サービス部市民税課、保健福祉センター保険年金課、宮前区役所総務課、区民協働推進部地域振興課、保健福祉センター保健福祉サービス課、麻生区役所区民サービス部区民課)

オ 保管換えの手続が行われていなかった事例

(川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課、こども支援室、高津区役所こども支援室、多摩区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、麻生区役所保健福祉センター保険年金課)

(12) 材料品の管理を適正に行うべきもの

ア 川崎市物品会計規則に定められた出納簿を使用していなかった事例

(中原・高津・宮前・多摩区役所建設センター管理課)

イ 出納簿と現存数が一致しなかった事例

(川崎・麻生区役所建設センター管理課)

(13) 総合財務会計システムにより出納手続等を行うべきもの

出納手続及び帳簿の登載を省略できない切手、プリペイドカード及び薬品の出納手続において、総合財務会計システムによる適正な消耗品出納簿が作成されていなかった事例

(全区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、幸区役所保健福祉センター衛生課、中原区役所保健福祉センター衛生課、宮前区役所保健福祉センター地域保健福祉課、多摩区役所保健福祉センター衛生課、麻生区役所区民サービス部資産税課、同納税課、保健福祉センター地域保健

福祉課、同衛生課)

(14) 切手について適正な保管高とすべきもの

当面使用する予定のない切手を大量に保管していた事例

(建設局土木管理部管理課、高津区役所区民サービス部区民課)